

in which the notice is given.

3. If this Agreement is terminated, each Contracting Party shall remain bound by Article 8 with respect to any information provided and received by the Contracting Party under the Agreement.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate at Vaduz this fifth day of July, 2012, in the English language.

For the Government
of Japan:

Kazuyoshi Umemoto

For the Government
of the Principality
of Liechtenstein:

Klaus Tschütscher

53. ルクセンブルク

(1) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約（平成4年条約第11号、改正平成23年条約第14号）	1800
(2) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書（平成23年条約第14号）	1813
(3) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書の効力発生の告示（平成23年外務省告示第384号）	1813
(4) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書に関する書簡交換の告示（平成23年外務省告示第385号）	1813
(5) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約の効力発生を告示（平成4年外務省告示第638号）	1815
(6) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約に関する書簡の交換及び合意された議事録の署名に関する告示（平成4年外務省告示第639号）	1815
条約の英語正文	1817

(1) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約
(平成4年条約第11号、改正平成23年条約第14号)

目次	第11条 (利子)	第22条 (その他所得)
第1条 (人的範囲)	第12条 (使用料)	第23条 (財産)
第2条 (対象税目)	第13条 (譲渡収益)	第24条 (二重課税の排除)
第3条 (一般的定義)	第14条 (自由職業所得)	第25条 (持株法人)
第4条 (居住者)	第15条 (給与所得)	第26条 (無差別取扱い)
第5条 (恒久的施設)	第16条 (役員報酬)	第27条 (相互協議)
第6条 (不動産所得)	第17条 (芸能人)	第28条 (情報交換)
第7条 (事業所得)	第18条 (退職年金)	第29条 (徴収共助)
第8条 (国際運輸業所得)	第19条 (政府職員)	第30条 (外交官)
第9条 (特殊関連企業)	第20条 (学生)	第31条 (発効)
第10条 (配当)	第21条 (教授)	第32条 (終了)

日本国政府及びルクセンブルク大公国政府は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第1条 (人的範囲)

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第2条 (対象税目)

1 この条約は、次の租税について適用する。

- (a) ルクセンブルク大公国においては、
- (i) 個人所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 法人の役員報酬に対する税
 - (iv) 財産税
 - (v) 地方営業税
- (以下「ルクセンブルクの租税」という。)

(b) 日本国においては、

- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第3条 (一般的定義)

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「ルクセンブルク」とは、ルクセンブルク大公国をいい、また、地理的意味で用いる場合には、ルクセンブルク大公国の領域をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む。)をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はルクセンブルクをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はルクセンブルクの租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方の締約国の租税に関し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、

(i) ルクセンブルクについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第4条 (居住者)

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a) 当該個人は、その人的及び経済的関係が最も密接な締約国(重要な利害関係の中心がある国)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

第5条 (恒久的施設)

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、12箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。
- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。
- 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。
- 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第6条（不動産所得）

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第7条（事業所得）

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国内にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを防げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならない。
- 5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第8条（国際運輸業所得）

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ルクセンブルクの企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でルクセンブルクにおいて今後課されることのあるものを免除される。
- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第9条（特殊関連企業）

- 1(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第10条 (配当)

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ6箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも25パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の5パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の15パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第7条又は第14条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第11条 (利子)

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当

該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の10パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によって保証された債権、これらによって保険に付された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。（平成23年条約第14号改正）

(a) ルクセンブルクについては、

(i) ルクセンブルク中央銀行

(ii) 国立信用投資会社

(iii) ルクセンブルク政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

(b) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 株式会社日本政策金融公庫

(iii) 独立行政法人国際協力機構

(iv) 独立行政法人日本貿易保険

(v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第7条又は第14条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第12条 (使用料)

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の10パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金をいう。
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第7条又は第14条の規定を適用する。
- 5 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第13条 (譲渡収益)

- 1 一方の締約国の居住者が第6条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 4 一方の締約国の居住者がこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によ

て取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第14条 (自由職業所得)

- 1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第15条 (給与所得)

- 1 次条、第18条、第19条及び第21条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われぬ限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (a) 報酬の受領者が当該年を通じて合計183日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。
 - (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
 - (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第16条 (役員報酬)

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第17条 (芸能人)

- 1 第14条及び第15条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。
- 2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第7条、第14条及び第15条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行わ

れる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第18条 (退職年金)

- 1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、年齢、心身障害及び遺族に係る年金保険に関する1987年7月27日の法律又はその修正若しくはそれへの追加としてルクセンブルクにおいて将来制定されることのあるその他の法律に基づいて日本国の居住者に支払われる年金その他これに類する報酬に対しては、ルクセンブルクにおいて租税を課することができる。

第19条 (政府職員)

- 1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (i) 当該他方の締約国の国民
 - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの
- 2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- (b) もっとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第15条から前条までの規定を適用する。

第20条 (学生)

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第21条 (教授)

- 1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、2年を超えない期間滞在する個人であって、現に他方

の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であったものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

- 2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第22条 (その他所得)

- 1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第6条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第7条又は第14条の規定を適用する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第23条 (財産)

- 1 第6条2に定義する不動産である財産で、一方の締約国の居住者が所有し、かつ、他方の締約国に存在するものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が独立的人的役務を提供するため他方の締約国においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 3 一方の締約国の企業が所有し、かつ、国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）については、他方の締約国の租税を免除する。
- 4 一方の締約国の居住者が所有するその他のすべての財産については、他方の締約国の租税を免除する。

第24条 (二重課税の排除)

- 1 ルクセンブルクにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。
 - (a) ルクセンブルクの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得し又は日本国に存在する財産で日本国において租税を課されるものを所有する場合には、ルクセンブルクは、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得又は当該財産について租税を免除する。
 - (b) ルクセンブルクの居住者が第10条から第12条まで、第13条4及び第22条3の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ルクセンブルクは、日本国において納付される租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。
 - (c) ルクセンブルクの居住者が取得する所得又は所有する財産についてこの条約の規定に従ってルクセンブルクにおいて租税が免除される場合には、ルクセンブルクは、当該居住者の残余の所得又は財産に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得

- 又は財産を考慮に入れることができる。
- 2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、
- (a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってルクセンブルクにおいて租税を課される所得をルクセンブルクにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるルクセンブルクの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
- (b) ルクセンブルクにおいて取得される所得が、ルクセンブルクの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも25パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるルクセンブルクの租税を考慮に入れるものとする。

第25条 (持株法人)

この条約の所得に対する課税に関する規定は、ルクセンブルクの1929年7月31日の法律及び1938年12月17日の政令（その後に行われたこれらの法令の改正を含む。）の適用を受ける持株法人（ルクセンブルクの法律に基づいて同様の租税上の特別な待遇を享受するその他の法人で両締約国の政府間で合意するものを含む。）については、適用しない。この条約のこれらの規定は、日本国の居住者がこれらの法人から取得する所得についても、適用しない。

第26条 (無差別取扱い)

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第1条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。
- この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 第9条1、第11条8又は第12条6の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。
- 5 この条の規定は、第2条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第27条 (相互協議)

- 1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双

方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から3年以内に、しなければならない。

- 2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第28条 (情報交換)

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第1条及び第2条の規定による制限を受けない。
- 2 1の規定に基づき、一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。
- 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業場、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。
- 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
- 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

(平成23年条約第14号本条全文改正)

第29条 (徴収共助)

- 1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、いずれの締約国に対しても、1の租税を徴収するよう努める締約国の規則及び慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第30条 (外交官)

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第31条 (発効)

- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。
- 2 この条約は、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。
 - (a) ルクセンブルクにおいては、
 - (i) この条約が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に源泉徴収される租税
 - (ii) この条約が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得及び財産に対するその他の租税
 - (b) 日本国においては、この条約が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得

第32条 (終了)

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から5年の期間が満了した後開始する各年の6月30日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

- (a) ルクセンブルクにおいては、
 - (i) 終了の通告が行われた年の翌年の1月1日以後に源泉徴収される租税
 - (ii) 終了の通告が行われた年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得及び財産に対するその他の租税
- (b) 日本国においては、終了の通告が行われた年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1992年3月5日にルクセンブルクで、英語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

矢田部厚彦

ルクセンブルク大公国政府のために

J・ボース

- (2) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書
(平成23年条約第14号)

日本国政府及びルクセンブルク大公国政府は、
1992年3月5日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約(以下「条約」という。)を改正することを希望して、
次のとおり協定した。

第1条～第2条 (条約本文に織込み済みにより省略)

第3条

- 1 この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。
- 2 この議定書は、この議定書が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。
- 3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

2010年1月25日にルクセンブルクで、英語により本書2通を作成した。

日本国政府のために

末綱 隆

ルクセンブルク大公国政府のために

リュック・フリーデン

- (3) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書の効力発生の告示
(平成23年外務省告示第384号)

1 平成22年1月25日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書について、それぞれの国において国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換が、平成23年11月30日にルクセンブルクで行われた。よって、同議定書は、その第3条1の規定に従い、平成23年12月30日に効力を生ずる。

2 条約(平成4年条約第11号)の題名の日本語文について、「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に改める。

3 同条約及び同条約の不可分の一部を成すこれに関連する平成4年3月5日付けの交換公文及び合意された議事録の日本語文について、「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に改める。

- (4) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書に関する書簡交換の告示
(平成23年外務省告示第385号)

平成22年1月25日にルクセンブルクで所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二

重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書が署名された際、同議定書に関する次の書簡の交換がルクセンブルク大公国政府との間に行われた。

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された議定書によって改正される1992年3月5日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約(以下「条約」という。)に言及するとともに、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

- 1 条約第28条の規定に関し、
 - (a) 同条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、他方の締約国の権限のある当局からの特別の要請なしに、自動的又は自発的に情報を提供する義務を課するものと解してはならない。
 - (b) 一方の締約国が条約の規定に従って情報の提供を要請するに際しては、当該一方の締約国の権限のある当局は、求める情報と当該要請との関連性を示すため、他方の締約国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供する。
 - (i) 調査の対象となる者を特定する事項
 - (ii) 求める情報に係る記述(当該情報の性質及び当該一方の締約国が希望する当該他方の締約国から当該情報を受領する形式を含む。)
 - (iii) 要請する情報を必要とする課税目的
 - (iv) 要請する情報を当該他方の締約国が保有しているか又は当該他方の締約国内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠
 - (v) 要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所(判明している場合に限る。)
 - (vi) 要請する情報を入手するために当該一方の締約国が自国内において利用可能なすべての手段(過重な困難を生じさせるものを除く。)をとった旨の記述
- 2 条約第28条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

本使は、更に、前記の了解がルクセンブルク大公国政府により承認される場合には、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生時に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

2010年1月25日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国駐在
日本国特命全権大使 末綱 隆

ルクセンブルク大公国
財務大臣 リュック・フリーデン閣下

(ルクセンブルク側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ルクセンブルク大公国に代わって前記の了解を受諾することを確認する

とともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日署名された議定書の効力発生時に効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

2010年1月25日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国
財務大臣 リュック・フリーデン

ルクセンブルク大公国駐在
日本国特命全権大使 末綱 隆閣下

- (5) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約の効力発生告示

(平成4年外務省告示第638号)

平成4年3月5日にルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約の批准書の交換は、平成4年11月27日に東京で行われた。よって、同条約は、その第31条2の規定に従い、平成4年12月27日に効力を生ずる。

- (6) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約に関する書簡の交換及び合意された議事録の署名に関する告示

(平成4年外務省告示第639号)

平成4年3月5日にルクセンブルクで所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約が署名された際、次の同条約に関する書簡及び合意された議事録の署名がルクセンブルク大公国政府との間に行われた。

(所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約に関する交換公文)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約(以下「条約」という。)に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

船舶又は航空機を国際運輸に運用することに係る所得又は財産に対する二重課税の回避に関する1990年2月7日付けの両政府間の交換公文による取極は、条約第31条2の規定に従って条約が適用されることとなる所得又は租税について効力を失う。

本使は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わって確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

1992年3月5日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国駐在
日本国特命全権大使 矢田部厚彦

ルクセンブルク大公国
外務通商協力大臣 ジャック・F・ポース閣下

(ルクセンブルク側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をルクセンブルク大公国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

1992年3月5日にルクセンブルクで

ルクセンブルク大公国
外務通商協力大臣 ジャック・F・ポース

ルクセンブルク大公国駐在

日本国特命全権大使 矢田部厚彦閣下

(訳文)

合意された議事録

日本国政府及びルクセンブルク大公国政府の代表者は、本日ルクセンブルクで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約（以下「条約」という。）を締結するための交渉において到達した両政府間の次の了解をここに記録する。

条約第25条に関し、「ルクセンブルクの法律に基づいて同様の租税上の特別な待遇を享受するその他の法人」には、1988年3月30日の法律の適用を受ける投資会社を含む。

1992年3月5日にルクセンブルクで

日本国政府のために
矢田部厚彦

ルクセンブルク大公国政府のために
J・ポース

条約の英語正文 (注) 改正議定書による改正は織込み済み。

CONVENTION BETWEEN JAPAN AND THE GRAND-DUCHY OF LUXEMBOURG FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME AND/OR TO A CERTAIN OTHER TAX

The Government of Japan and the Government of the Grand-Duchy of Luxembourg,
Desiring to conclude a Convention for the avoidance of double taxation and the prevention of fiscal evasion with respect to taxes on income and/or to a certain other tax,
Have agreed as follows:

Article 1

This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

Article 2

1. This Convention shall apply to the following taxes:

- (a) in the Grand-Duchy of Luxembourg:
 - (i) the income tax on individuals (l' impot sur le revenu des personnes physiques);
 - (ii) the corporation tax (l' impot sur le revenu des collectivites);
 - (iii) the tax on fees of directors of companies (l' impot special sur les tantiemes);
 - (iv) the capital tax (l' impot sur la fortune); and
 - (v) the communal trade tax (l' impot commercial communal) (hereinafter referred to as "Luxembourg tax");
- (b) in Japan:
 - (i) the income tax;
 - (ii) the corporation tax; and
 - (iii) the local inhabitant taxes (hereinafter referred to as "Japanese tax").

2. This Convention shall also apply to any identical or substantially similar taxes, whether national or local, which are imposed after the date of signature of this Convention in addition to, or in place of, those referred to in paragraph 1. The competent authorities of the Contracting States shall notify each other of any substantial changes which have been made in their respective taxation laws within a reasonable period of time after such changes.

Article 3

1. For the purposes of this Convention, unless the context otherwise requires:

- (a) the term "Luxembourg" means the Grand-Duchy of Luxembourg and, when used in a geographical sense, means the territory of the Grand-Duchy of Luxembourg;
- (b) the term "Japan", when used in a geographical sense, means all the territory of Japan, including its territorial sea, in which the laws relating to Japanese tax are in force, and all the area beyond its territorial sea, including the sea-bed and subsoil thereof over which Japan has jurisdiction in accordance with international law and in which the laws relating to Japanese tax are in force;
- (c) the terms "a Contracting State" and "the other Contracting State" mean Japan or Luxembourg, as the context requires;